

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第69号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて養子縁組によって養親となることを希望する者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)